

平成 年 月 日

保護者 様

区市町村教育委員会

平成 年度 副籍制度における地域指定校について

このことについて、下記のとおり決まりましたのでお知らせします。

記

1 対象児童・生徒

(1) 氏名 (フリガナ)、性別

(2) 生年月日、年齢

2 保護者氏名

3 就学する学校・学部

都立 特別支援学校 学部

4 地域指定校

立 学校

<担当>

区市町村教育委員会 課

電話

ファクシミリ

平成 年度 副籍児童・生徒一覧

平成 年 月 日
区教育委員会

区立 学校長 殿

平成 年度の貴校における副籍児童・生徒は、次のようになりましたので通知します。

フリガナ 氏 名	性 別	生年月日・年齢 保護者氏名・続柄		住 所	在籍校 (都立特別支援学校)
1					
2					
3					
4					
5					
6					

平成 年度 副籍児童・生徒一覧

平成 年 月 日
区教育委員会

東京都立 学校長 殿

平成 年度の貴校における副籍児童・生徒は、次のようになりましたので通知します。

フリガナ 氏 名	性 別	生年月日・年齢 保護者氏名・続柄		住 所	地域指定校
1				〒	
2				〒	
3				〒	
4				〒	
5				〒	
6				〒	

平成 年度 副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書

ふりがな 氏名		性別		学部 (教育部門) 第 学年 組
学校名	地域指定校		在籍校	
	立	学校	東京都立	特別支援学校
実施関係者	校長名 担任名 (担当者名) 電話番号 ()		校長名 担任名 電話番号 ()	

実施計画				
実施期間	平成 年 月 日から		主な実施形態	<input type="checkbox"/> 直接的な交流 <input type="checkbox"/> 間接的な交流
交流内容				
交流計画	1学期			
	2学期			
	3学期			
<宛先> (区市町村) 教育委員会 様 (区市町村) 立 学校長 様 保 護 者 様		副籍制度に基づく交流及び共同学習について、上記のとおり地域指定校と確認しましたので、報告いたします。 平成 年 月 日 東京都立 _____ 特別支援学校 校長 _____		

実施報告				
実施期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		直接交流の実施	計 回
交流結果	1学期			
	2学期			
	3学期			
<宛先> (区市町村) 教育委員会 様 東 京 都 教育委員会 様 保 護 者 様		副籍制度に基づく交流及び共同学習について、上記のとおり実施いたしましたので、報告いたします。 平成 年 月 日 _____ 立 _____ 学校 校長 _____ 東京都立 _____ 特別支援学校 校長 _____		

副籍様式7 副籍希望者名簿・地域指定校一覧 (小学部1～5年生、中学部1・2年生)

平成 年度

副籍希望者名簿 (都立特別支援学校→区市町村教育委員会)

都立特別支援学校名

区市町村教育委員会名

No.	学部 学年	フリガナ 氏名	性別	生年月日・年齢		郵便番号・電話番号		(現)地域指定校	新規・継続・変更 希望 (○をつける)	地域指定校									
				年	月	日	生				年	月	日	TEL					
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								
				年	月	日	生	年	月	日	TEL								

副籍希望者名簿
(都立特別支援学校)

地域指定校一覧
(区市町村教育委員会)

副籍様式 8

自校進学者の副籍希望者名簿・地域指定校一覧（小学6年生）

平成 年度

副籍希望者名簿（都立特別支援学校→区市町村教育委員会）

都立特別支援学校名

区市町村教育委員会名

No.	フリガナ 氏名	性別	生年月日・年齢			郵便番号・電話番号			(現)地域指定校	地域指定校				
			保護者氏名・続柄	年	月	日生	歳	〒			TEL			

副籍希望者名簿
(都立特別支援学校)

地域指定校一覧
(区市町村教育委員会)

副籍制度に関する基本的事項

1 対象となる児童・生徒

- 都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒を対象とします。
- 平成 27 年度入学生より、原則として、都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもちます。
- 現在、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒については、引き続き副籍制度の利用を希望する者のみを対象とします。(自校進学者を除く。)
- 児童福祉施設や療育センター等に入所している児童・生徒については、児童・生徒の障害の状態等を考慮し、都立特別支援学校入学後に、在籍校の校長が、当該の施設長や保護者と協議の上、副籍制度の利用について決定します。
- 病気治療等のために入院し、都立特別支援学校に転学をして分教室での教育や訪問による教育を受けている児童・生徒、及び都立久留米特別支援学校に在籍している児童・生徒については、退院もしくは健康が回復した際には前籍校に転学することを前提としているため、副籍制度の対象とはなりません。
 - * 久留米特別支援学校に在籍している児童・生徒については、「病弱者ではなくなった場合の学校指定」をもって、地域指定校の決定がなされたものとします。

2 交流の内容について

交流活動には、学校便りや学級便りの交換等を中心とした「間接的な交流」と、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」があります。

お便りの交換は、互いの学校・学級の様子等を知り合うための有効な手段の一つです。したがって、直接的な交流を行う児童・生徒も含めて、全ての児童・生徒が行うことが望ましいと考えます。

(1) 間接的な交流

お便りの交換の方法は、①郵送をする、②都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける(直接的な交流時の手渡しを含む。)、③地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする、などの方法が考えられます。

これまでの交流事例の中には、「お便りの交換だけの交流であるが、玄関先の言葉や握手を交わしたりするなど、互いに仲良く向き合うことができている」といった報告もあります。学校や自宅を訪問する際の安全等に十分に留意しながら、個に応じた交流方法を工夫することが大切です。

(2) 直接的な交流

教科や道徳、特別活動(学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動)、総合的な学習の時間において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。

教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるよう、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。

3 実施要項等について

- 都立特別支援学校は、本ガイドブック等を基に、実施内容や実施手順などを記入した「副籍実施要項」を作成する必要があります。
- 実施要項等を作成する際には、区市町村教育委員会と事前に協議を行うと、地域指定校との連携を円滑に行うことができます。

4 地域指定校

- 地域指定校は、副籍制度の趣旨を踏まえ、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校）とします。
- 地域指定校は、就学相談の過程で、区市町村教育委員会が調整・決定します。
- ただし、特別な事情があり、児童・生徒やその保護者が上記以外の小学校又は中学校を地域指定校に希望する場合には、区市町村教育委員会は、保護者が希望する小学校又は中学校の校長と相談の上、地域指定校を決定します。
なお、その際、区市町村教育委員会は、副籍制度の趣旨を踏まえた上で保護者の意向を十分に聞き取り、適切な対応に努める必要があります。
- 年度途中に、区市町村立小学校又は中学校から都立特別支援学校に転学した児童・生徒については、転学相談時もしくは転学後に保護者の意向を十分に聞き取った後、地域指定校を調整・決定します。

5 学齢簿への記載

- 各区市町村教育委員会は、都立特別支援学校の小学部、もしくは中学部への就学が決まった児童・生徒の地域指定校名を「学齢簿」に記載します。
- なお、管理システム等の事情により、学齢簿への記載が難しい場合には、当該の区市町村教育委員会の判断により、他の公簿への記載に代えることができます。

6 指導要録への記載

- 都立特別支援学校は、児童・生徒の指導要録（様式2）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に地域指定校を記載します。

7 交流活動の実施に当たって

- 都立特別支援学校は、交流活動に対する保護者の意向を十分に聞き取り、「個別の教育支援計画」等を活用するなどして、計画・実施・評価（記録）する必要があります。
- 交流活動中の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等の適用になります。ただし、物損等の補償は定めがないため、都立特別支援学校の校長は、直接的な交流を希望する児童・生徒の保護者には、損害賠償保険等の加入を勧めておく必要があります。

8 直接的な交流を実施する場合の基本的事項

- 直接的な交流は、地域指定校の施設設備で対応可能な範囲の内容で計画・実施します。
- 机、椅子、下駄箱等は、地域指定校の物品を使用します。
- 地域指定校の学習に参加する日は、都立特別支援学校の出席日として取扱います。

- 地域指定校の了解がある場合には、課外活動に参加することもできます。
- 教科書は、都教育委員会が採択した教科書が在籍校で無償給与されます。したがって地域指定校と同じ教科書の使用を希望する場合には、保護者の負担で購入することになります。
- その他、地域指定校において都立特別支援学校の児童・生徒に還元される教材や給食等の費用についても、保護者負担となります。

9 直接的な交流の付添いについて

- 直接的な交流を行う際の付添いは、原則として保護者が行うものとします。
- ただし、保護者の責任において、ボラティア等が付き添いを行うことも可能です。なお、その際、保護者は、事前にその旨を在籍校及び地域指定校に知らせ、了解を得ておく必要があります。

10 個人情報の取扱いについて

- 都立特別支援学校は、地域指定校に提供する当該児童・生徒に関する個人情報については、あらかじめ当該児童・生徒の保護者に、地域指定校の「誰に・何を・何の目的で・どのように」提供するのかを明らかにした上で、行うようにします。
- 情報の提供を受けた地域指定校は、当初目的以外に情報を利用することがないように十分に注意するとともに、その管理に留意する必要があります。
- 個人情報の取扱いについては、「東京都個人情報の保護に関する条例」及び区市町村の「個人情報に関する条例」等に基づき、適正に管理する必要があります。個人情報が、目的外に使用されないように十分に配慮する必要があります。

副 籍 制 度 Q&A

- Q 1** 就学相談の進行が遅れ、都立特別支援学校への就学決定が年度末近くになってしまいました。このような場合でも、地域指定校を調整・決定しなければ「就学支援ファイル」を提出することはできませんか。
- A 1** ○ 「就学支援ファイル」の提出を優先します。地域指定校は、都立特別支援学校に入学した後、在籍校の担任が保護者と相談の上、当該の区市町村教育委員会に連絡します。
- 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校からの連絡に基づいて地域指定校を決定し、保護者及び地域指定校、都教育委員会への通知を行います。
- したがって、各区市町村教育委員会は、都立特別支援学校への就学決定が遅くなった場合には、当該児童・生徒の保護者に対し、入学後の地域指定校決定手続について、説明を行っておく必要があります。
- Q 2** 就学相談のときには、まだ副籍の利用について決められないと保護者が考えている場合はどのようにしたらよいですか。
- A 2** ○ 区市町村教育委員会は継続して相談をしますが、入学直前まで決まらなかった場合は、入学後は都立特別支援学校が相談を引き継ぎます。保護者の意向が確認できた時点で区市町村教育委員会に通知し、地域指定校の決定手続を進めます。
- Q 3** 都立特別支援学校の児童・生徒が、直接的な交流として地域指定校の授業に参加する場合の標準的な時数はありますか。
- A 3** ○ 在籍校は飽くまでも都立特別支援学校です。在籍校での教育課程の実施に支障のない範囲で計画・実施する必要があります。
- Q 4** 直接的な交流の対象となる児童・生徒についての原則はありますか。
- A 4** ○ 次の3点を満たしていることが望ましいと考えます。
- (1) 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、校長、保護者、主治医等による十分な協議を経て、実施可能と判断された者
 - (2) 地域指定校と十分協議し、地域指定校の校長の了解が得られた者
 - (3) 交流に関わる送迎や、授業中の支援について、保護者又は保護者に代わる者の付添いが可能な者
- Q 5** 保護者の責任においてボランティア等を手配すれば、保護者は全く付き添わなくてもよいのでしょうか。
- A 5** ○ 少なくとも、最初の交流日には保護者が付き添い、地域指定校の様子等を把握しておく必要があると考えます。
- Q 6** 地域指定校が実施する遠足等の行事に参加することは可能ですか。
- A 6** ○ 在籍校においても、遠足等の行事を実施していることに留意する必要があります。
- 参加する場合には、在籍校と地域指定校とが十分な事前打合せを行い、保護者の責任の下、安全に留意して参加する必要があります。なお、宿泊行事への参加は、想定していません。
- Q 7** 在籍校における交流活動の評価はどのようにしたらよいですか。
- A 7** ○ 地域指定校での学習の様子は、都立特別支援学校の通知表（あゆみ）の総合所見欄等に記入し、その成果を保護者と共有することが望ましいと考えます。

平成 25 年度副籍制度改善検討委員会

委員名簿

所属・職	氏名	
明治学院大学教授	金子 健	専門委員
十文字学園女子大学教授	岩井 雄一	専門委員
帝京大学教授	砥柄 敬三	専門委員
都立小平特別支援学校長	堂東 稔彦	委員
都立石神井特別支援学校長	千田 恵司	委員
練馬区立北町小学校長	佐藤 璋二	委員
練馬区立豊玉第二中学校長	長南 良子	委員
小平市立小平第十三小学校長	西 俊幸	委員
小平市立小平第六中学校長	阿部 善雄	委員
北区教育委員会教育指導課長	茅原 直樹	委員
青梅市教育委員会指導室長	山口 茂	委員
千代田区教育委員会学務課長	依田 昭夫	委員
羽村市教育委員会生涯学習部参事兼学校教育課長	小林 理人	委員

教育庁では、以下の者が担当した。

教育庁都立学校教育部特別支援教育課長	星 政典
教育庁都立学校教育部主任指導主事(就学相談担当)	伏見 明
教育庁都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	緒方 直彦
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課長	安間 英潮
教育庁指導部特別支援学校教育担当課長	山本 優
教育庁指導部主任指導主事(教育評価・道徳教育担当)	古屋 真宏
教育庁指導部主任指導主事(特別支援教育担当)	市川 裕二
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事	島添 聡
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課指導主事	濱渦 孝治

※掲載してあるイラストは、都立多摩桜の丘学園若林啓教諭のご協力をいただきました。

平成25年度副籍制度充実事業
副籍ガイドブック

東京都教育委員会印刷登録
平成25年度 第198号

発行日 平成26年3月28日
発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課
所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
電話番号 03(5320)6847



古紙配合率100%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています